

小山工業高等専門学校運営組織規則

制 定 平成27年11月11日
一部改正 平成29年 3月29日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構の組織に関する規則（以下「機構規則」という。）第5条第7項及び小山工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第11条の規定に基づき、小山工業高等専門学校（以下「本校」という。）の運営組織に関する事項を定め、校務の円滑な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則で教員とは、学則第8条第1項に定める校長、教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。

(学科等)

第3条 本校に、学則第7条第1項に定める各学科のほか、一般科（以下「学科等」という。）を置く。

第2章 主事

(主事)

第4条 機構規則第5条第1項及び学則第9条第1項に定める教務主事、学生主事及び寮務主事（以下「主事」という。）は、独立行政法人国立高等専門学校機構の主事等の任免に関する規則第2条の規定に基づき、教務主事にあつては、本校の教授の中から、学生主事及び寮務主事にあつては、教授又は准教授の中から校長が推薦し、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長が任命する。

2 主事は、学則第9条第2項から第4項に掲げる職務を行う。

3 主事の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 副校長

(副校長)

第5条 機構規則第5条第4項及び学則第9条の2第1項の規定に基づき、本校に次に掲げる副校長を置く。

一 副校長（総務主事）を置き、本校の教授の中から校長が任命する。

二 副校長（教務主事）を置き、教務主事をもって充てる。

三 副校長（学生主事）を置き、学生主事をもって充てる。

四 副校長（寮務主事）を置き、寮務主事をもって充てる。

2 副校長（総務主事）は、校長を補佐するとともに、総務及び企画に関することを掌理し、校長不在の時は、その職務を代行する。

3 副校長（教務主事）、副校長（学生主事）及び副校長（寮務主事）は、校長を補佐するとともに、前条第2項に定める職務を行う。

- 4 副校長（総務主事）の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 専攻科長，副専攻科長及びコース主任

（専攻科長，副専攻科長及びコース主任）

第6条 学則第39条に定める専攻科に専攻科長，副専攻科長及びコース主任を置く。

- 2 専攻科長，副専攻科長及びコース主任に関し必要な事項は，別に定める。

第5章 学科長及び一般科長

（学科長及び一般科長）

第7条 本校の各学科に学科長を，一般科に一般科長を置く。

- 2 学科長及び一般科長（以下「学科長」という。）は，当該学科等に所属する教授又は准教授をもって充て，校長が任命する。
- 3 学科長は，当該学科等の代表者として，その運営及び連絡調整にあたる。
- 4 学科長の任期は1年とし，再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

第6章 主事補

（主事補）

第8条 本校に教務主事補，学生主事補及び寮務主事補（以下「主事補」という。）を置く。

- 2 主事補は，本校の教員の中から校長が任命する。
- 3 主事補は，当該主事の職務を補佐する。
- 4 主事補の任期は1年とし，再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

第7章 学級担任等

（学級担任・学年主任）

第9条 本科の各学級に学級担任を置き，各学年に学年主任を置く。

- 2 学級担任は，第1学年及び第2学年にあっては，一般科教員の中から，第3学年以上にあつては，当該学科の教員の中から校長が任命する。
- 3 学年主任は，当該学年の学級担任の中から，校長が任命する。
- 4 学級担任は，学科長と連絡を密にし，それぞれ担当する学級の職務，厚生補導並びにその他当該学級の運営にあたる。
- 5 学年主任は，当該学年の学級担任との連絡会を招集し，学科長及び各主事との連絡調整にあたる。
- 6 学級担任及び学年主任の任期は1年とし，再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

第8章 附属施設等

（附属施設等）

第10条 本校に図書情報センター，情報科学教育研究センター，地域イノベーションサポー

トセンター，ものづくり教育研究センター及び総合学生支援センター（以下「附属施設等」という。）を置き，それぞれセンター長を置く。

2 附属施設等の目的及び組織等については，別に定める。

第9章 会議

（企画戦略会議）

第11条 本校の管理運営を円滑に推進し，運営の機能強化を図るため，企画戦略会議を置く。

2 企画戦略会議に関する必要な事項は，別に定める。

（運営会議）

第12条 本校の管理運営等に関する事項を審議するため，運営会議を置く。

2 運営会議に関する必要な事項は，別に定める。

（教職員会議）

第13条 本校の管理運営等に関し連絡調整を図るため，教職員会議を置く。

2 教職員会議に関する必要な事項は，別に定める。

第10章 委員会及び室

（委員会）

第14条 本校の特定の事項を審議するため，必要に応じて委員会を置く。

2 前項に規定する委員会に委員長を置く。

3 委員会に関する必要な事項は，別に定める。

（室）

第15条 本校の運営に必要な事項を実行するため，次の室を置きそれぞれ室長を置く。

一 広報戦略室

二 国際交流推進室

三 入学者対策室

2 前項に定める室に関し必要な事項は，別に定める。

第11章 その他

（その他）

第16条 この規則に定めるもののほか，本校の運営組織に関する必要な事項は，別に定める。

附 則

1 この規則は，平成28年4月1日から施行する。

2 小山工業高等専門学校副校長及び学科長に関する規程（平成22年4月1日制定）は廃止する。

附 則

1 この規則は，平成29年4月1日から施行する。

2 小山工業高等専門学校キャンパス安全衛生管理室規程（平成16年4月1日制定）は，廃止する。